

届出と手続き

手続きの流れ

自由が丘南口地区内において建築行為等¹を行う場合は、工事着手の30日前までに区に届出てください。下記に示す手続きが必要となりますので、事前に都市整備課までご相談ください。

なお、容積率や道路斜線制限、高さの緩和を受ける計画の場合には認定基準がありますので、建築課までご相談ください。

① 次の行為が該当します。

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

② 地元組織との協議のお願い

- 本地区では、地区計画の他に、「自由が丘南口地区街づくり協定」、「自由が丘街並み形成指針」といった地域独自のルールに基づいた、地元組織との協議等がありますので、ご協力をお願いします。

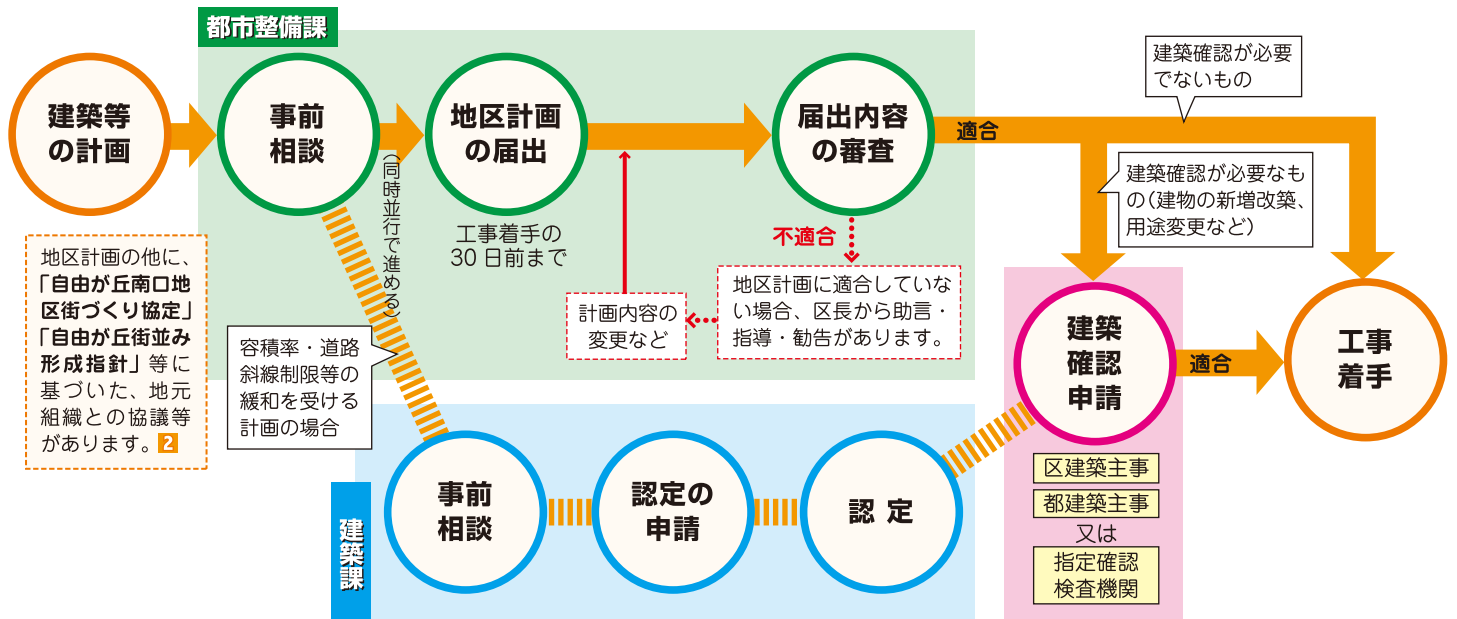
● お問い合わせ ●

自由が丘南口地区街づくり協定

- 自由が丘南口地区街づくり協議会
- 事務局：㈱都市設計アトリエ・アイ内
- 電話 03-5729-2740

自由が丘街並み形成指針

- 自由が丘街並み形成委員会
- 事務局：㈱ジェイ・スピリット
- 電話 03-3717-4601



地区計画の届出に必要な書類

地区計画の届出に必要な添付書類の一覧です。詳しくは、事前に都市整備課までご相談ください。

必要書類等	内容	縮尺 ³⁾
案内図	● 当該区域、方位、道路及び目標となる地物を表示	適宜
建物概要書	● 計画概要	
登記簿謄本の写し・公図	● 都市計画決定・告示日(平成25年12月27日)における敷地面積が150㎡未満のときに提出	
委任状	● 代理人が届ける場合など、必要に応じて提出	
区域図 ⁴⁾	● 当該行為を行う土地の区域、並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示	1/1,000以上
設計図 ⁴⁾	● 切土、盛土の範囲等表示	1/100以上
配置図 ⁵⁾⁶⁾	● 敷地内における建築物、工作物、門、垣等の位置を表示	1/100以上
立面図 ⁵⁾⁶⁾	● 2面以上とし、外壁等には着色及び色相等を表示 ● 門、垣等には高さ、材料等を表示	1/50以上 ⁷⁾
平面図 ⁵⁾	● 各階平面図	1/50以上 ⁷⁾

³⁾ 図面の縮尺が左記によりがたい場合はご相談ください。

⁴⁾ 「土地の区画形質の変更」の場合

⁵⁾ 「建築物の建築」、「工作物の建設」、「建築物等の用途の変更」の場合

⁶⁾ 「建築物・工作物の形態又は意匠の変更」の場合

⁷⁾ 1/100でも可

● 地区計画の届出書は、正本・副本各1部を提出してください。

● 届出の行為(設計又は施行方法)を変更した場合には、変更届出書(添付図書を含む)を提出してください。

● 地区計画に関するお問い合わせ ●

目黒区 都市整備部 都市整備課 開発係

電話 03-5722-9715 (直通)

自由が丘南口地区 地区計画 平成25年12月発行

発行/目黒区 編集/目黒区街づくり推進部地区整備事業課

目黒区上目黒二丁目19番15号

電話 03-5722-9430

印刷/日栄印刷株式会社

主要印刷物番号

25-20号